

## ビジネスd電子申請サービス利用規約【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

第1条～6条、第8条以降（略）

第7条（利用期間）

1. 無料プランの利用期間は申込みを行った月の末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

2～3（略）

第1条～6条、第8条以降（略）

第7条（利用期間）

1. 無料プランの利用期間は申込みを行った月の末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。ただし、2026年3月1日以降は利用期間の満了をもって終了し、自動更新は行わないものとします。

2～3（略）

附則(令和8年1月27日 C A S 2 サ000400016494-01号)

(実施期日)

この改正規定は令和8年3月1日から実施します。